

成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する 関係府省庁連絡会議幹事会（第4回）

第1 日 時 令和元年5月13日（月） 自 午前10時00分
至 午前10時35分

第2 場 所 法務省第1会議室

○**法務省民事局** 定刻になりましたので、第4回の成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議幹事会を開催させていただきます。

本日は、工程表につきまして、各府省庁の皆様方から改訂案をお示しいただいておりますので、来月の親会に御提示をする改訂案という形でまとめたいというふうに考えております。

まず、資料1-1は、皆様から御提出いただいた工程表の改訂案をまとめたものでございます。

資料1-2につきましては、また消費者庁さんのほうから、後ほど御説明あるかと思えますけれども、工程表を補足するものとして、別添という形で、進捗状況について御説明いただいた資料と伺っております。

それでは、議事次第の2「工程表（改訂案）について」ですけれども、それぞれの各府省庁さんから改訂案をお示しいただいておりますので、改訂された部分について、ごく簡潔で結構でございますので、項目番号1から順に御説明いただければというふうに思います。

まず、項目番号1から11につきましては、担当府省庁が複数にまたがっておりますけれども、まとめて、消費者庁さんのほうから、よろしく申し上げます。

○**消費者庁** 消費者庁でございます。

消費者庁のほうで、1から11まで、まとめて御説明させていただきまして、必要に応じて、金融庁のほうから補足を頂ければと思っておりますが、大きく分けて、1から10までが消費者教育について、11がその他、消費者保護施策という形になってございます。

1から10につきましては、先ほど法務省さんのほうから御説明がありましたけれども、関係府省庁連絡会議のほうで、アクションプログラムというものを作っております。資料1-2で扱っていただいております部分でございますけれども、こちらに基づきまして、こちらは昨年春に作ったものでございますが、これに基づいて、適宜フォローアップをしていくということで、事業の目安とかフォローアップの状況をお示ししたものになってございますが、6月に閣僚レベルの連絡会議がございますので、そこで御報告ができるように、今後、フォローアップ作業を進めていきたいというふうに考えてございます。現時点では、暫定版ということで御容赦いただきたく思っております。

2以降10までというのが、項別、各論の項目になってございますけれども、詳細はちょっと省略させていただきますけれども、例えば項目3の部分は、高校における消費者教育の推進というようなことで、赤字、ちょっと真ん中あたりでございますが、「社会への扉」というのが、家庭科の授業で使うことを想定した教材を作成いたしまして、こちらを来年度、2020年度までに、全ての高校で活用していただく計画というような形式でございます。本年度については、43道府県での活用が行われているということでございます。

実際に現場での消費者教育を進める際には、事前の準備をする意味で、消費者教育コーディネーターという方の役割が非常に重要になっていられるわけですが、そうした方の活用方策、育成方策については、別途、消費者教育推進会議という会議のもとに分科

会を設けまして、ただいま議論を進めているというところでございます、そのあたりも赤字で反映をさせているところでございます。

それから、11、資料1-1の2枚目の一番下に、消費者保護施策の検討ということで付けてございますけれども、消費者契約法という法律を消費者庁で所管してございます。不当な消費者契約ですね、事業者と消費者の契約が結ばれた場合に、それを取り消したり、無効にしたりという法律でございますが、先般これを改正いたしまして、例えば、デパート商法といったようなもの、あるいは就活セミナーといったようなものを取り消しできる対象に追加したわけでございますけれども、そのあたりの改正内容の周知・啓発ということを追加させていただくとともに、実際に若者がどういうふうにだまされるのかといったみたいなところも調査を昨年いたしまして、同年夏にその報告書を公表したわけですが、それをもとにした、こちらも普及啓発資料というのを作成いたしまして、これを配布し、今月5月は消費者月間になっておりますので、そういうイベントの際に活用していただくというようなことを想定しておりまして、そのあたりを周知させていただいております。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

○法務省民事局 ありがとうございます。

次に、12につきまして、金融庁さんのほうからお願いいたします。

○金融庁 金融庁でございます。

項目番号12番でございますけれども、若年者に対する返済能力調査を一層適切に行う取組に関する改訂内容について御説明を申し上げます。

貸金業におきましては、昨年、若年者に対する貸付けの実態を把握するための調査を行い、その概要について、関係府省庁連絡会議において御報告をさせていただいたところでございます。

その後、消費者委員会から、事業者の自主的な取組の推進を図るため、調査結果を公表すべきというような御意見を頂いているところでございますので、今後も引き続き、事業者の自主的な取組状況を把握するための調査を実施していきたいと思っております。

その調査結果を検証いたしまして、得られた優良事例の公表や事業者へのフィードバックを通じて、効果的な取組の推進を図りたいと考えているところでございます。

以上です。

○法務省民事局 ありがとうございます。

では、次に、13番につきまして、経産省さんのほうからお願いいたします。

○経済産業省 経産省でございます。

クレジット取引に係る信用供与の健全性の確保ということで、貸金業のところの今の金融庁さんの御説明と平行でございますけれども、現在までの取組ということで、黄色の一番下のところですが、日本クレジット協会を通じて、クレジット会社254社、個別クレジット会社146社に対して、実態把握の調査を行いました。平成30年ということでございます。

これを受けまして、今回、先ほどございましたが、消費者委員会のほうから、この調査の結果を公表すべきではないかということで、その概略について公表させていただいているということでございます。

また、現在までの取組の上のところでございますが、それ以外の普及啓発活動、こういったものを、クレジット協会を通じて進めさせていただいているということでございます。

2019年度以降の工程表といたしましては、金融庁さんと同じ形ではございますけれども、過剰融資防止対策をしっかりとやっていく、あるいは普及啓発活動に引き続き取り組んでいく。それから、さらに、業界の取組状況というのを把握するために、先ほど申し上げました実態調査のところをしっかりとやって、その結果を公表・検証して、事業者へのフィードバックなどを通じまして、取組を進めていくということでございます。

以上でございます。

○法務省民事局 ありがとうございます。

では、続きまして、項目番号14につきまして、文科省さんからお願いいたします。

○文部科学省 項目番号14につきましては、新たな目標として、公立高等学校におけるインターンシップの実施率を設定して改訂した。

以上でございます。

○法務省民事局 ありがとうございます。

では、続きまして、15番につきまして、厚生労働省さんからお願いいたします。

○厚生労働省 厚生労働省でございます。

まず、私のほうから、ニート、フリーターの就労支援のほうについて、現在までの取組の1ポツ目について説明させていただきたいと思っております。

まず、ニートの就労支援機関といたしまして、地域若者サポートステーション、こちらを民間に委託する形で、今年度は全国177か所に設置しているところでございます。

あと、フリーター対策でございますけれども、こちらは、わかものハローワーク等、こちららは国が直接実施する形で、今年度、全国で223か所設置しているところでございます。

これらの就労支援機関によりまして、若者の就労、自立に向けて支援を行っているところでございまして、2019年度も引き続き、これらの施策を推進してまいりたいと考えております。

○厚生労働省 引き続きまして、若者自立支援、ひきこもり状態にある方の地域での自立支援という観点から、2ポツ目を御説明させていただきます。

平成21年度から、ひきこもり状態にある方を支援していくセンターとして、ひきこもり地域支援センターの設置を順次進めてきておりますが、昨年度、全都道府県・指定都市67か所に設置が完了しております。

全国体制の整備の中で、関係機関との連携並びに相談支援を充実する観点で、引き続きこの取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○法務省民事局 ありがとうございます。

引き続きまして、厚生労働省さんから、16番につきまして、お願いいたします。

○厚生労働省 16番、学生アルバイトの労働条件の確保対策について、お話をさせていただきます。

まず、1ポツ目でございますけれども、労働条件相談ほっとライン、これは委託事業でございますけれども、これを労働基準監督署の閉庁後の平日夜間あるいは土日祝日に、この労働条件相談ほっとラインを設置して、労働問題に関する相談を受け付けているところで

ございます。

2点目でございますけれども、2ポツ目も、これも同様に委託事業でございますけれども、労働条件ポータルサイト、これを設置しております。これは、「確かめよう労働条件」ということでサブタイトルを付けておりまして、労働基準関係法令や事案に応じた相談先等を紹介するほか、労働問題に関するQアンドAあるいは裁判例等を紹介するといった情報発信を行っておるところでございます。

この二つとも、いずれも対象は学生アルバイトに限定するものではございませんけれども、学生あるいは就業したての若い方を中心に御活用いただいております。

2019年度以降の取組につきましては、引き続き周知に取り組むことにしておるんですけれども、数値目標を掲げまして、引き続き周知徹底をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○法務省民事局 ありがとうございます。

続きまして、17番について、厚労省さんからお願いいたします。

○厚生労働省 17番、労働法に関する教育、周知啓発について御説明いたします。

これまでの取組としまして、若い世代を対象としました労働関係法令についての分かりやすいハンドブック、それから、大学、高校等に対する講義ということで、基礎的な知識の周知というのを進めてまいりました。

赤字で書いてございますが、29年には、ハンドブックとありますが、こちらにございます漫画のこういう小冊子を作成してございまして、こちらを文部科学省さんと連携させていただいて、全国の高等学校、それからハローワーク等8,622か所、全部で82万部を配布したという状況でございます。

今後の取組としましては、引き続き周知の推進ということですが、具体的には今、働き方改革関連法の内容も取り込みまして、こちらの漫画の小冊子のほうも、今改訂作業をしております、こちらもまた、全国の高等学校やハローワーク、関係のところにお配りするというので、準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○法務省民事局 ありがとうございます。

それでは、次に、項目番号18番につきまして、内閣府さんからお願いいたします。

○内閣府 内閣府の共生社会部局の青少年支援担当でございます。

内閣府のほうからは、項目18番、若年者自立支援施策のうちの困難を有する子供・若者への支援の推進、この中の子ども・若者育成支援推進法を踏まえた「子ども・若者支援地域協議会」、「子ども・若者総合相談センターの設置の推進」について御説明させていただきます。

現在までの取組でございますが、子ども・若者育成支援推進法に基づきまして、地方公共団体におきまして、地域の若者支援のネットワーク組織である「子ども・若者支援地域協議会」、それから、ワンストップ相談窓口である「子ども・若者総合相談センター」の設置の推進に努めているところでございます。

本年3月31日現在で、全国123の地域に子ども・若者支援地域協議会が、それから、90の地域に子ども・若者総合相談センターが、それぞれ設置をされているところござ

います。

今年度以降、引き続きまして、地方公共団体におけるこうした協議会、総合相談センター設置の取組を、内閣府としても、引き続き推進をしまいたいというふうに考えているところでございます。

内閣府からは以上です。

○法務省民事局 ありがとうございます。

それでは、次に、項目番号19番、20番につきまして、続けて文科省さんからお願いします。

○文部科学省 19につきましては、今年度中に、スクールカウンセラーについては全ての公立小・中学校に、スクールソーシャルワーカーについては全中学校区に配置することを目標とするという回答でございます。

20につきましては、引き続き、家庭教育支援チームの設置・拡充に取り組むとしております。

以上でございます。

○法務省民事局 ありがとうございます。

それでは、次に、21番、22番につきまして、続けて厚労省さんからお願いいたします。

○厚生労働省 厚生労働省でございます。

21番でございます。ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の支援でございますけれども、こういった御家庭ですと、親の関わりが少ない子供も多いものですから、学習や生活の支援を講ずるという事業をこれまで行ってきております。

これにつきまして、今、子供の貧困対策大綱の見直しですとか、あるいは、ひとり親家庭の基本的な防止という点で騒がれていますけれども、その評価というのを行いまして、その評価見直しの中で、取組を引き続き進めていこうと。

それから、生活困窮者のほうにつきましては、改正法が成立を昨年いたしましたので、それを踏まえて、引き続き取組を進めていくということになります。

22番、社会的養護における家庭養育の推進及び充実支援でございますけれども、こちらでも平成28年に児童福祉法の改正を行い、それに沿った取組を進めているところでございます。特に、右側の2019年度のところでございますけれども、子供の貧困対策大綱というようなもののほか、今、都道府県のほうで、28年の改正を踏まえた取組の計画を策定するということになっておりますので、その策定と確認を、フォローアップを通じて、引き続き取組を推進していきたいということでございます。

以上でございます。

○法務省民事局 ありがとうございます。

それでは、次に、23番につきまして、文科省さんからお願いいたします。

○文部科学省 23番の主権者教育については、総務省さんと連携をしながら行っている、副教材の作成・配布に加え、各教育委員会の担当者向けの会議ですとか大学の教務担当者向けの会合での周知にも取り組んでまいりました。引き続き、各学校段階において、主権者教育が実施されるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○法務省民事局 ありがとうございます。

24番について、文科省さんからお願いいたします。

○**文部科学省** 引き続き、24番の法教育につきましてでございますが、モデル授業例の公開、または教員向けの法教育セミナーの開催、出前授業の実施、リーフレットの更新・配付等の広報活動において、適宜、法務省と協力しながら、法教育の実践拡大等々を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○**法務省民事局** ありがとうございます。

25番のAV出演強要問題への対策に関しては、内閣府さんにこちらに記載していただいたとおりかと思えますけれども、防止月間などの機会を捉えて、若年層をターゲットとした保護活動を実施していくというように伺っております。

続いて、項目番号26以下につきまして、法務省から御説明させていただきます。

まず、26番、国民への浸透度調査ということでございますけれども、こちらは内閣府さんの御協力を頂きまして、また消費者庁さん、文科省さんとも連携をいたしまして、成年年齢引下げに関する世論調査を昨年末頃に実施いたしました。この結果につきましては、前回の幹事会の中でも御報告させていただいたとおりでございます。

それから、27番につきいてですけれども、若年者との意見交換の必要性も指摘されておりましたので、昨年度は、法務省におけるイベント等の機会を捉えまして、若年者との意見交換を実施したところ です。今年度以降も引き続き、様々な機会を捉えて、こういった意見交換を進めてまいりたいと思っております。

28番でございますけれども、適切な周知活動の実施ということで、今年度以降も、様々な機会を捉えて、周知活動に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

これまでの具体的な取組といたしましては、法務省のホームページあるいは政府広報内に解説記事を掲載したりですとか、インターネットテレビ番組を放映するなどしております。

また、パンフレット、ポスターを高等学校に配布するなどして、周知活動に取り組んでいるところでございます。

また、これらと少し違った手法ですけれども、若い方自身に参加していただいて、主体的に考えていただくということで、昨年度は動画コンテストを実施いたしました。

今年度以降ですけれども、引き続き、こういったポスター、パンフレット等の配布に取り組んでまいりたいというふうに思っておりますし、先ほど申し上げたような参加型の周知活動にも、引き続き取り組んでまいりたいというふうに思っております。

最後に、項目番号29番、成人式の時期や在り方等についてですけれども、この連絡会議の下に、成人式の時期や在り方等に関する分科会を設置、開催いたしまして、法務省のほか、内閣府さん、文科省さん、また総務省さん等を構成員として、検討を進めております。

これまで、自治体でありますとかPTAの関係者の方々、そういった方々からヒアリングを実施してまいりましたが、自治体向けのアンケートを実施するなどいたしまして、今年度中には成人式分科会における情報の取りまとめを行いたいと思っております。

項目につきましての説明は以上でございます。

それでは、引き続き、議事次第に基づきまして意見交換を行いたいと思います。これまでの各府省庁さんからの御説明内容について御意見等ございましたら、承りたいというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

特にないようでしたら、私のほうから、頂いた工程表の改訂案につきまして、少し御質問等させていただきたいと思いますが、まず、項目番号2番目の文科省さんから頂いた施策ですけれども、高等学校の学習指導要領における家庭科の履修学年の改正が行われて、成年になる3学年よりも前に学習するということになったようでございますけれども、この改正がいつから施行され、学年が前倒しされるのかを教えてくださいませんか。

○**文部科学省** 文科省の初等中等教育局でございます。

ただいま御質問のありました項目番号2番の2019年から21年度にわたるところに若干書かれておるんですけれども、2段落目のところで、民法の成年年齢の引下げを踏まえまして、2020年以降の高等学校の入学生ということになりますので、来年度、令和2年度に高等学校の第1学年に入ってくる生徒から実施をされると。

そうすることによりまして、実際、成年年齢引下げが2022年、令和4年から実施をされますので、令和4年の段階に3年生に在籍している子については全て、1・2年のうちに家庭科を履修することになると。こういうふうな形での学習指導の取り扱い、厳密に申し上げますと、指導要領の移行期間中になりますので、移行期間中の特例措置として、現行の学習指導要領の取り扱いを配慮する。

新指導要領は、令和4年から、実際に適用されますけれども、新指導要領につきましても同様な配慮を行っていくということでございます。

○**法務省民事局** どうもありがとうございました。

続きまして、消費者庁さんになるかもしれませんが、項目番号11番で、これまで、若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会というのが計6回開催された。この検討会での8月の論議を踏まえて、啓発資料を配布・活用されるということが、今年度以降の取組として掲げられておりますけれども、この啓発資料というものは、いつ頃を目処に作成されるかということが、もう既に決まっておりましたら、御教示いただければと思います。

○**消費者庁** ありがとうございます。

資料自体は、去年の8月に報告書と同時に作っておりまして、いわゆるパンフレット、それから、若者に、どういうところが自分の弱点かという自覚していただくためのチェックシートというのを作りました。それを、例えば高校の出前授業に使ってみるですとか、あるいは消費者庁関連のイベントで配布するといったようなことを、現在は想定をしております。

○**法務省民事局** その配布も、既に行われているということでしょうか。

○**消費者庁** ウェブ等での資料は出しております、昨年の夏にも、報道等でも取り上げていただいておりますので、ある程度、広報活動はスタートしているような状態でございます。

○**法務省民事局** ありがとうございます。

それでは、続きまして、項目番号12、13に関わることなんですが、それぞれ金融庁さん、経産省さんのほうから、今年度意向の取組といたしまして、成年年齢引下げに向けた業界の状況、方針、そうしたものを把握するための調査を行うというふうに書いていただいているんですけれども、もう少し具体的に、どういう調査が行われる予定なのか、差し支えない範囲で御教示いただければと思います。

○**金融庁** 金融庁でございます。

実態調査につきましては、貸金業の自主規制団体であります貸金業協会を通じまして、大手貸金業者20社程度を対象といたしまして、若年者の返済能力調査の方法や、若年者に対する特別な審査方法の有無などを照会する方法によって行うということで、今後定期的にやっていきたいと考えております。

○経済産業省 経産省でございます。

クレジットの分野につきましても、金融庁さんのお話と同じような形でございますが、包括クレジット業者250社程度、それから個別クレジット業者150社程度、こういったところを対象にいたしまして、重点的には、各事業者におきまして、若年層あるいは未成年者というところに対して、どのように、通常の一般のお客さん、利用者の方々とは異なって、そこに、どのように与信審査における対策を自主的に行われているかというところを中心に、取組状況を調査させていただきまして、これを報告等させていただくというところを考えております。

○法務省民事局 どうもありがとうございました。

最後になりますけれども、項目番号21番ですけれども、厚労省さんのほうから、子供の貧困対策に関する大綱の見直し、それから、母子家庭等及び寡婦の生活と安定と向上のための取組に関する基本的な方針について、必要に応じて見直しを実施というふうに、今年度の取組として記載されておりますけれども、これらの2点につきまして、具体的にどのような見直しを検討されているのかということにつきまして、御説明いただけますでしょうか。

○厚生労働省 ありがとうございます。

どちらも同じような方向性ではあるんですけれども、今、有識者会議で検討してもらっているところですが、やはりいろんな支援を講じてきているもの、それがつながっているかどうかというところに課題があるというのがありまして、大きなキーワードとしては、いわゆるアウトリーチという言い方ですけれども、行政なり、あるいは委託先のNPOなどから、困っている家庭を見つけて、こういう支援を活用してみませんかというようなことをやる。そういうことを軸に、これまでやってきたのを推進するという方向性が。

○法務省民事局 どうもありがとうございました。

私のほうからお伺いしようかなと思っていたのは以上ですけれども、ほかの皆様方から、何かほかに、あるいは御質問等ございませんでしょうか。

では、厚労省さん、お願いいたします。

○厚生労働省 すみません、質問ということではなくて、ちょっと協力をお願いといたしますか、させていただければと思います。

先ほど御紹介しました、こちらの「まんが・役立つ労働法」という冊子を作って、労働法の周知をしております。現在、文科省さんと連携させていただいて、高等学校に配布したり、あとハローワークに配布したりしているんですけれども、今年度、新たに児童養護施設と自立支援施設ですとか、あとは法務省さんとも連携させていただいて、少年院のほうにもお配りするというところで、今進めております。

それ以外にも、関係するところで配布したほうがよさそうなところがございましたら、御連絡いただければ、御相談させていただければと思いますので、何かございましたら、連絡いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○法務省民事局 どうもありがとうございました。

是非、そういったところがございましたら、厚労省さんのほうに御連絡いただければというふうに思います。

それでは、本日、工程表の案を御提出いただきましたので、来月予定されております連絡会議の親会に諮らせていただくということにしたいと思います。

1から11につきましては、暫定版ということですので、また最終的なもの、親会までに法務省のほうまで御提出いただきまして、それを親会に提出するというようにさせていただきます。

それでは、本日の幹事会は以上とさせていただきます。お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございました。

—了—